

広報

しょうぼう さつま 119

Vol.40

令和7年1月発行

編集・発行

さつま町消防本部

鹿児島県薩摩郡さつま町時吉366

TEL 0996-52-0119

FAX 0996-53-0119

SATSUMA FIRE DEPT. Public relations magazine

contents

P2 ~ P4 特集

通信指令共同運用について

P5 地震火災に備える

P6 消防出初式



特集
P2-4

消防の中樞を担う 通信指令の共同運用

北薩3消防本部

指令センター運用開始



消防通信指令業務は、119番などの通報により火災や救急などの各種災害の受付を行い、災害内容に応じて消防隊や救急隊に出動指令や情報伝達を行うもので、消防の中枢機能を担います。

これまで、さつま町消防本部が単独で行っていた消防指令業務(災害通報の受信・消防車や救急車の出動指令・消防無線の統制等、機器装置などの整備)を、令和7年4月1日より北薩の3消防本部(さつま町消防本部、薩摩川内市消防局、阿久根地区消防組合消防本部)が共同で行います。

◆ 共同運用開始日

令和7年4月1日

※令和7年2月中旬から、119番回線を指令センターに切り替え仮運用予定

◆ 構成消防本部(構成市町)

さつま町消防本部(さつま町)

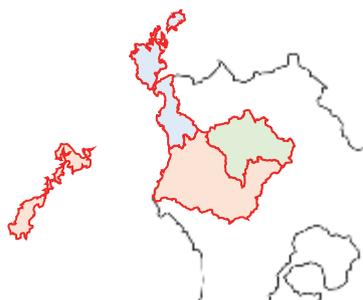
薩摩川内市消防局(薩摩川内市)

阿久根地区消防組合消防本部

(阿久根市・長島町)

◆ 指令センターの設置場所

薩摩川内市消防局内



共同運用の目的

3消防本部で消防通信指令業務を共同運用することで、1つの消防本部では対応が困難となる大規模災害発生時に、被害状況や出動状況を一括して把握することができるため、迅速かつ高度な相互応援による災害対応能力の向上、指令センター機器・装置などの整備費用の経費削減を目的としています。



共同運用に伴う「さつま町」の変更点

- ・ 薩摩川内市にある指令センターで119番通報を受信します
- ・ 災害案内の電話番号が変更になります
※0996-24-0119

指令センター共同運用イメージ図

これまで

各消防本部で管轄の119番を受信し、
出動指令をかけて出動する



共同運用後

さつま町・薩摩川内市・阿久根市・長
島町の119番通報を指令センター
で受信し、該当消防本部に出動指令
をかけ、管轄の消防が出動する



北薩3消防本部指令センター 共同運用 Q&A



Q 災害通報のかけ方が変わりますか？

A 変わりません。災害通報は今まで通り「119番」にかけて、出動場所を聞かれた際に、「さつま町」から住所を伝えてください。

Q 薩摩川内市の指令センターでは、さつま町の出動場所がわからないのでは？

A 指令センターにはさつま町消防本部の職員が常勤します。また、119番で通報することで、位置情報システムにより場所の特定が可能です。
※機種や設定により場所特定できない場合があります

Q さつま町消防本部の代表電話 52-0119 にかけたほうが早く出動してもらえるのでは？

A 遅くなります。代表電話 52-0119 で災害通報を受信した場合、原則119番にかけ直してもらうので時間がかかります。

Q 消防車や救急車の出動は？ 遅くなるのでは？

A 出動は今までどおり、さつま町消防署(時吉)から出動します。出動指令も今までと変わらないタイミングで指令センターから指令がかかるので、遅くなることはありません。

見守り 通報

今回の共同運用に伴い、新しく映像通報機能を導入！

119番

映像通報 の運用を開始します

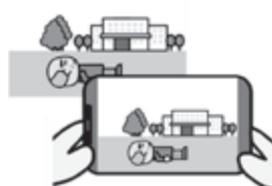
映像通報機能とは

災害通報時に、通報者が撮影した映像を指令センターに送信し、指令室で現場の状況を見ることができ新しい仕組みです。言葉では説明しづらい災害現場の状況を、映像により伝えることで、さらに正確な情報を得ることが可能となり、速やかな災害対応に繋がります。

また、指令室側から通報者へ動画の配信も可能なため、緊急性の高い救急事案では、通報者に心肺蘇生法などの映像を見せながら応急手当のアドバイスをを行うことができます。

注意事項

- ①スマートフォンからの通報のみ使用可能です
- ②事前登録やアプリのインストールは必要ありません
- ③通報内容から指令センター員が必要と判断した際に、通報者の同意を得た上で利用を案内します
- ④映像送信に係る通信料は、通報者側の負担となります
- ⑤機種やアプリの設定によっては使用できない場合があります



～映像通報の流れ～



映像を送信する際のスマートフォンの操作方法は指令センター員が説明しますのでご安心ください

指令センター員が
通報内容に応じて
映像の送信をお願いします



通話をスピーカー通話
に切り替えます



指令センター員が
映像通報システムの
URLを
ショートメッセージで
送信します



通報者は
URLにアクセスし
映像通報システムを
起動します



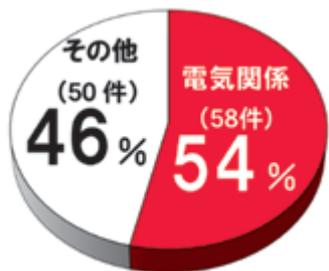
画面の指示に従い
カメラ使用「許可」を
タップしカメラを起動する



カメラで撮影した映像が
指令センターに
送られます

地震による 電気火災 対策を！

地震による火災の過半数は電気が原因という事実をご存じでしょうか。東日本大震災の本震による全火災のうち、原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。



東日本大震災における火災発生原因

※日本火災学会誌「2011年東日本大震災火災等調査報告書」より

電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です

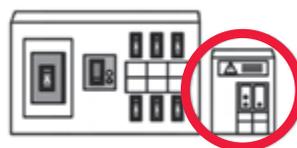
「感震ブレーカー」とは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知した時に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

分電盤タイプ（内蔵型）



分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します

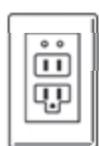
分電盤タイプ（後付型）



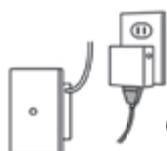
分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します（漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能）

コンセントタイプ

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します



（埋込型）
※電気工事必要



（タップ型）

簡易タイプ

バネの作動やおもりの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します



（バネ式）



（おもり玉式）

※イラスト 経済産業省 感震ブレーカー普及啓発チラシより



さつま町消防団の活動

令和7年1月12日(日曜日)消防団員、吉祥保育園幼年消防クラブ員約400人が集結し、さつま町の無火災・無災害を祈願する、新春恒例の「さつま町消防出初式」が盛大に開催されました。天候不良により体育館での開催となりましたが、鶴田方面隊の糸乱れめ規律訓練、消防の職務に尽力された消防団員に対する表彰の伝達などが行われました。

式典の中で井手原清美団長が「複雑多様化する災害に向け、地域住民の生命、身体及び財産を守るという目的を達成するため、関係機関と連携を深めつつ、技術・技能の向上に努めていきたい」と答辞を述べました。



さつま町では消防団員・女性消防団員を募集しています!

問い合わせ先 さつま町消防本部 消防総務課 消防団係

Tel 0996-52-0119 Fax 0996-53-0119 鹿児島県薩摩郡さつま町時吉366番地

